◎新潟県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年５月22日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　中尾水込線

２　供用開始の区間

糸魚川市大字木浦字中尾19033番３から同市大字木浦字岸ノ下21396番子まで

３　供用開始の期日　　平成24年５月22日